

Ⅲ．季節的労働者を確保するその他の方法

農家の皆さんが、季節的労働者を雇用する方法には、グリーンサポート求人システムの他にも、多くの方法があります。その中から、現実的な方法を紹介します。

1．公共職業安定所（ハローワーク）を利用する方法

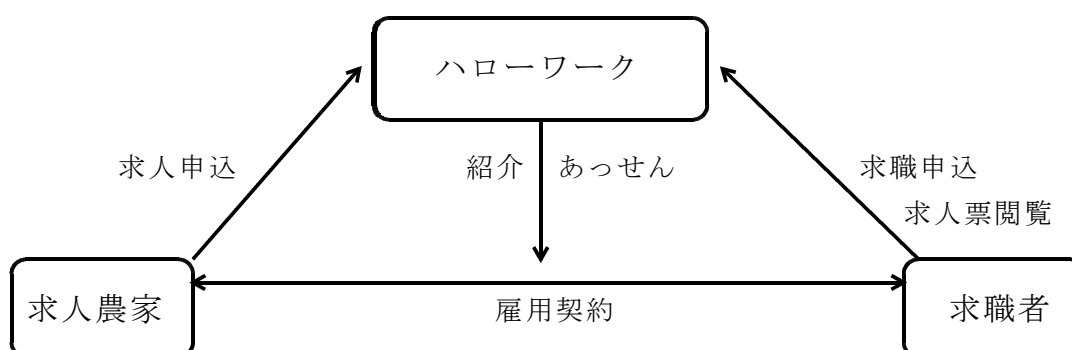
公共職業安定所（ハローワーク）に求人申込みを行い、その情報を公開してもらうことで、季節的労働者を募集する方法です。

求職者を紹介・斡旋してくれますが、面接、契約の締結等、農家自らが採用の手続きを行なうことになります。

採用後は、雇用者である皆さんが責任を持ち、労働基準法等の規定に従い、労働者に働いてもらわなければなりません。

～募集から採用までの流れ～

- ① 「事業所登録シート」（初回のみ）と「求人申込書」に必要事項を記載して公共職業安定所（ハローワーク）へ提出します。
- ② あなたの求人申込みが受理されると、公共職業安定所（ハローワーク）から「事業所確認票」と「求人受付票」が交付されます。
- ③ 求人内容は、求人公開カードとして求職者に公開されます。また、インターネットでも情報発信してくれます。
- ④ 応募者があった場合は、面接を行います。応募者は、公共職業安定所（ハローワーク）の紹介状を持参していますから必ず確認下さい。
- ⑤ 採否を決定後、速やかに求職者に連絡します。併せて、公共職業安定所（ハローワーク）に対しては、「採用通知書」（紹介状に添付）にて連絡します。



～ポイント～

- (1) 賃金額が最低賃金を下回っていたり、労働時間が、法定労働時間を超えている場合等、求人申込み内容が法律に違反している場合は、求人の申込みが受理されません。
- (2) 雇用保険の適用を受けない農家（労働者数5人未満、雇用期間4ヶ月以内）でも、公共職業安定所に求人申込みを行うことができます。
- (3) 求人情報の有効期間は、申込みが受理された日の翌々月の末日までとなります（9月10日に受理された場合、11月30日まで情報公開されます）。このため、有効期間が切れた後も求人の必要があれば、改めて手続きをすることになります。
- (4) 公共職業安定所に求人申込みを行った後に、公共職業安定所（ハローワーク）によらない季節的労働者を採用し、求人の必要がなくなれば、公共職業安定所（ハローワーク）に連絡しなければなりません。
- (5) 詳しくは、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

2. 直接募集を行う方法

農家の皆さん自らが、新聞や雑誌の求人欄を利用したり、張り紙や新聞折り込み広告等を活用して募集する方法です。いつでも自由に募集を行うことができます。

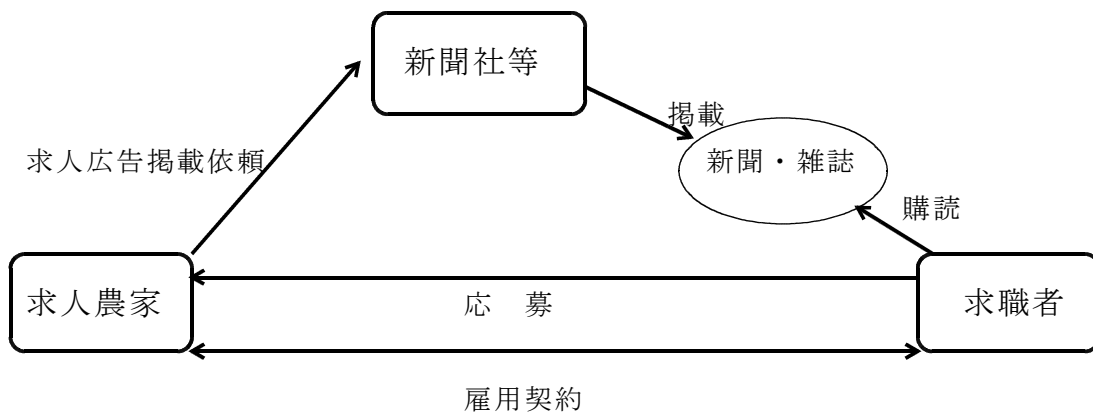
グリーンサポート求人システムによる募集も、この直接募集方法の一つです。

季節的労働者を農家が直接雇い入れるため、広告依頼、求職者との面接等、農家の皆さん自らが採用の手続きを行なうこととなります。

採用後は、雇用者である皆さんが責任を持ち、労働基準法等の規定に従い、労働者に働いてもらわなければなりません。

～募集から採用までの流れ～

- ① 新聞・雑誌・広告会社等に求人広告の掲載を依頼します。
- ② 新聞・雑誌・広告会社等があなたの求人情報を発信します。
- ③ 新聞や雑誌の求人欄や広告で情報を見た求職者から、直接応募が来ます。
- ④ 応募があった場合は、面接を行い採否を決定します。
- ① 採否を決定後、速やかに求職者に連絡し、雇用関係が成立します。

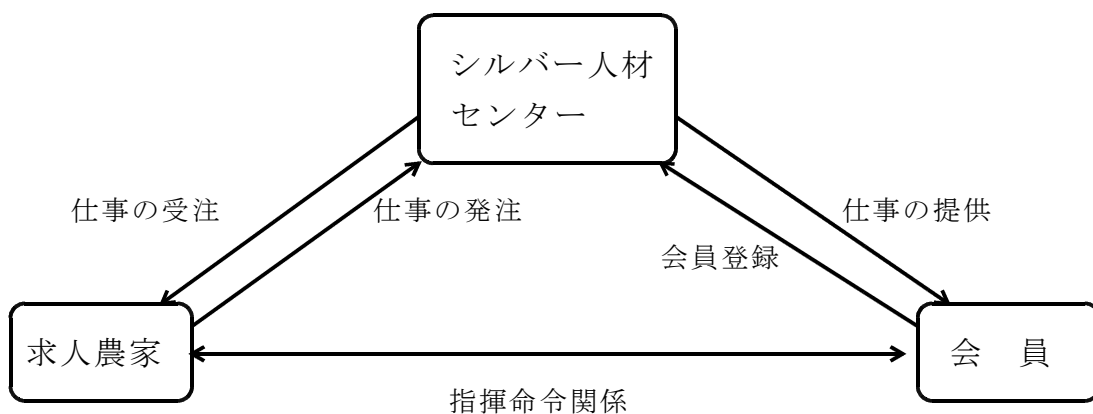


～ポイント～

- (1) 募集に関する文書は、求職者に誤解が生じないような表現にしなければなりません（職業安定法第42条）。
- (2) 応募者に対しては、次の労働条件を書面により明示しなければなりません（職業安定法第5条の3）。
 - ア、業務内容
 - イ、労働契約期間
 - ウ、就業場所
 - エ、賃金額
 - オ、労働時間（始業・就業・休憩）
 - カ、保険適用
- (3) 求人情報発信に関する費用は、方法・会社により異なります。

3. シルバー人材センターを利用する方法

農家の皆さんが、シルバー人材センターに仕事を発注し、受注したシルバー人材センターがその仕事を請負い、会員である高齢者の方々が、実際の作業をするものです。



～ポイント～

- (1) この方法は、皆さんが季節的労働者を直接雇い入れるのではないため、面接等の採用手続きは必要ありません。
- (2) 労災保険等の加入手続きは必要ありません（会員は、人材センターへ登録した時点で、必ずシルバー保険に加入しています）。
- (3) 請負いですので、同じ人が連続して働きにくるとは限らず、一定期間内で労働者が変わることがあります。